

第2号様式（第3関係）

令和7年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和7年12月16日（火） 午後2時～午後3時30分

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室3・4

3 出席者

（委員）9名

被保険者代表委員 坪井 善樹

被保険者代表委員 小塚 勝好

被保険者代表委員 堀場 光代

保険医・薬剤師代表委員 野崎 千佳

保険医・薬剤師代表委員 森 清人

保険医・薬剤師代表委員 池山 秀記

公益代表委員 坪井 孝仁

公益代表委員 岡島 剛

公益代表委員 岩下 竜也

（事務局）4名

生活福祉部長 日比野 敏弥

生活福祉部保険課長 栗山 直樹

生活福祉部保険課国民健康保険・医療グループ長 安藤 幸雄

生活福祉部保険課国民健康保険・医療グループ主事 金田 茉優

4 欠席者

0名

5 傍聴者

0名

6 議題

（1）諮問事項

令和8年度の国民健康保険税率等（案）について

（2）報告事項

前納制度の導入について

7 会議資料

「令和7年度 第1回豊山町国民健康保険運営協議会」

8 議事内容

【保険課長】

はじめに、服部町長よりご挨拶を申し上げます。

【町長】

(町長挨拶)

【保険課長】

続きまして、会長及び会長代理者の選出に移ります。

豊山町国民健康保険運営協議会規則第3条では、協議会に会長及び会長代理者各1人を置き、委員の互選により定めることになっております。

また、国民健康保険法施行令第4条第1項により、会長及び会長代理者は、公益を代表する委員のうちから選出することとなっております。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

【委員】

会長には議長の坪井孝仁さん、会長代理者には副議長の岡島剛さんを推薦します。

【保険課長】

ただいま、会長には坪井孝仁委員、会長代理者には岡島剛委員の推薦がございましたがいかがでしょうか。ご異議がなければ、拍手で確認したいと思います。

(拍手)

それでは、坪井委員、会長席へ移動をお願いいたします。

改めまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

【会長】

(会長挨拶)

【保険課長】

ここで、町長から会長に諮問書をお渡しいたします。町長は会長席の横へ移動をお願いします。

【町長】

諮問事項は令和8年度の国民健康保険税率等（案）についてです。

豊山町では、国民健康保険特別会計の収支均衡を図るため、法定外一般会計繰入金の削減に取り組んでいます。あわせて、県が示す標準保険料率を踏まえた保険税率の適正化が求められています。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」の徴収が開始されることから、制度改正への対応も必要となります。

つきましては、これらを踏まえ、豊山町国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、令和8年度国民健康保険税率等（案）について貴協議会の意見を求めます。

【保険課長】

町長はこれにて退席させていただきます。これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いいたします。

【会長】

それでは、会議を始めます。

まず、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の会議の署名委員につきましては、坪井善樹委員と小塙勝好委員を指名しますのでよろしくお願ひします。

それでは議題に入ります。議題（1）令和8年度の国民健康保険税率等（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（資料に基づき説明）

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問やご意見のある方は挙手にてお願ひいたします。

【委員 A】

収納率が95%とある一方で、本町は91%前後となっていますが、低い要因は何でしょうか。

【事務局】

収納率が低い理由は2点あると考えています。1点目は、過年度滞納がある世帯が複数あることです。過年度分の支払いが優先され、現年度分の収納率が下がる傾向があります。令和6年度分までの滞納世帯数は282世帯で、そのうち令和5年度以前の滞納がある世帯は126世帯、約45%です。

2点目は、納め忘れや物価高騰により納付を後回しにしている可能性です。滞納額5万円以下の世帯は83世帯で約30%、10万円以下は113世帯で約40%です。納め忘れや物価高騰による先送りが原因として考えています。

対応としては、督促状の送付後、電話催告を行い、納付を促しています。加えて年2回、当月と年度末に家庭訪問し、納付をお願いする予定です。

【保険課長】

補足します。国保の調定額は約3億2,000万円で、収納率が1%上がると約320万円税収が増え、法定外繰入金の抑制につながります。収納対策は、電話催告や訪問を継続します。

また、紙の保険証がなくなったことにより、滞納者が窓口に来て納税相談をする機会が減る可能性があります。新たに、SNSを活用した納付案内、スマホ決済アプリの利用方法を分かりやすく示した説明書作成、外国人向けに英語表記の説明書作成など、工夫して対応したいと考えています。

【会長】

督促や電話対応をした後の効果は出ていますか。

【事務局】

電話催告を行った方全てについて納付状況の確認はできていませんが、電話をすると「忘れていた」と判明することや、資格喪失手続をしていなかったため未納だったことが分かることがあります。一定程度の効果はあると考えています。

【会長】

督促の効果や、どういった方法で支払っていただけるかの検証もしていただけるといいと思います。

【委員B】

国保の制度設計は国で、財政運営は県であるという理解です。そこで質問です。法定外繰入金は被保険者以外の税で支えるため削減が必要とされる一方で、低所得者層が多いという国保の特性があります。国保の特性を踏まえ、法定外繰入金と公平性をどのように評価しているのか教えてください。

【保険課長】

法定外繰入金は恒常的に使うべき財源ではないと考えています。ただし、国保の被保険者は減少傾向で、現役世代が社会保険へ移行することで減少しており、残るのは高齢

者や自営業者が中心となる構造です。高齢化による医療費増加は構造的課題であり、単年度でゼロにできるものではありません。町としては「いつゼロにするか」ではなく「どうやってゼロに近づけるか」を重視します。

具体的には、収納率の向上や、標準保険料率との乖離を正に取り組みます。また、特定健診の取組や収納率向上等により県から交付される交付金も活用し、法定外繰入金を抑えていきたいと考えています。

【委員 B】

納付金の増加要因として、被保険者数の減少が緩やか、所得水準の増加率が高い、医療費水準が低いと説明がありました。医療費抑制の努力をしても、医療費指数の反映が縮小されるのであれば、努力が反映されにくいのではないかでしょうか。

また、税率について、現行と標準の中間税率を採用した根拠は何ですか。ここは町として政策的判断ができる部分だと思います。

【保険課長】

国保財政の制度設計は国、財政運営は県であるため、本町だけが医療費を抑制しても本町だけ納付金が下がる構図ではありません。昨年度までは医療費軽減分が係数で一定程度反映されていましたが、今後はその反映が段階的に縮小され、増えていく可能性があります。

税率の考え方について、本町としては標準保険料率に近づけたいのが基本です。将来的に県から標準保険料率で設定する方向の動きもあります。ただし、物価高騰や、来年度から子ども・子育て支援金分が新設され被保険者負担が増えることを踏まえると、標準保険料率まで一気に引き上げるのは難しいと判断しました。

据置きのままだと、将来、標準保険料率に合わせる際に急激な引上げが必要になる可能性があります。これらを踏まえ、今回は中間案を示しました。

【委員 B】

法定外繰入金を減らそうとしても、新制度導入や医療費指数反映の縮小があり、努力が実りにくい構造だと思います。だからこそ、収納率や税率、納付金などについて、5年スパン等で工程表のように示し、町民に段階的に説明していく必要があると思います。急に税率が上がると生活への影響が大きく、収納率も下がる可能性があります。事前に「少しづつ上げていく」見通しを示すべきだと思います。

【保険課長】

数字で示せれば望ましいですが、納付金は被保険者数、所得、医療費等の影響を受け、県が決定するため、5年後にいくらになるかを町として示すことは難しいところです。

一方で、数値目標として示すなら、法定外繰入金について、過去の推移（資料8ページ）を踏まえ、何年後にどの程度まで近づけるか等、目標設定を行い、審議していくことは考えられます。

県が将来的に標準保険料率で設定することが確定的になれば、そこに向けて何年で追いつくか等の計画を示すことは可能になると考えています。

【委員 C】

私も国保で支払っていますが、法定外繰入金が増えることも避けたいので、減らしていく考え方で進めるべきです。町が示した案では法定外繰入金があまり変わらないため、現行と標準の間の税率も示していただくと、法定外繰入金がどれくらい減るか見やすくなると思います。負担増は申し訳ないですが、段階的に減らすなら、その程度を示してほしいです。

【保険課長】

単純に間の案とすると、法定外繰入金は概ね1,600万円程度になる見込みです。増税率は概ね7.5%程度となり、1人当たりは（試算として）16万200円程度となります。

【委員 A】

70歳世帯のモデルで所得200万円のケースがありますが、40歳代のときより保険料がだいぶ多いように見えます。若い人の負担が多いと子育て等で厳しくなると思います。どうなるのでしょうか。

【保険課長】

モデルの比較として、年金所得を想定しているケースは控除額が多く、課税標準額が一般の40歳代世帯より低くなるため、差が生じています。国保税率は地方税法や条例で定められており、特定の世帯だけを安くすることはできません。所得が低い方には7割軽減等の措置がありますが、軽減がかからない世帯はモデル表のとおりとなります。税負担を下げるには、税率全体を下げる必要があり、その場合は協議会のご意見を踏まえて、例えば案の中間等を検討することになります。

【会長】

子ども・子育て支援金分が増えるため、保険税の中から徴収することとなり、社会保険側も同様に負担が増えます。負担増は一定程度避けられない面もありますが、法定外繰入金とのバランスをどうするかが協議会の肝であり、方向性を示したいと考えます。

【事務局】

9ページ関連で、現行税率（令和7年度）と令和8年度案（案1）の中間の試算資料（案2）がありますので配布します。

【会長】

案2は税率の上げ幅を緩やかにする案であり、法定外繰入金は（案1の2,450万円に比べ）3,300万円程度となります。段階的に令和9年度以降の水準に近づける考え方も含めて検討していくことによろしいですか。

【保険課長】

令和9年度の標準保険料率や納付金が決まった段階で、再度検討したいと考えています。来年度は下がる可能性もあります。

【会長】

急激な税率の上昇幅を抑える一つの案として中間案（案2）を示したということです。

【委員A】

現役世代の負担が大きくなる懸念もあるが、当初の案1でもよいと思います。

【委員D】

法定外繰入金が多くなって困るのは国保に入っていない側で、国保加入者はむしろ負担が軽くなるメリットがあります。もちろん減らす方向は大切ですが、他にも課題がある中で、このことにこれだけ時間をかける必要があるのか疑問です。データヘルスの進捗状況などを議論したいです。

【保険課長】

法定外繰入金が増えると、一般会計の財源が圧迫され、福祉、医療等の他事業の執行に影響が及ぶ可能性があります。そのため、町としてどの水準が適切かは議論が必要です。

【会長】

町長から諮問を受けており、協議会として方向性を決め、答申としてまとめる必要があります。新制度が設けられる際は協議会で意見を伺い、施策に反映する場でもあるため重要です。他にご意見はありますか。

【委員 C】

中間の案2の場合、法定外繰入金は案2より増えますが、現行のままだと4,000万円超になることを踏まえると、保険料負担が少なくなるように案2でもよいのではないかと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、当初の案1、中間の案2のいずれかで決めたいと思います。

案1でよろしいと思う方は挙手をお願いします。(挙手確認)

案1で決定します。

【会長】

続いて報告（1）前納制度の導入について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

【会長】

説明が終わりました。ご質問はありますか。

【委員 E】

制度は強制ですか。市町村の選択制ですか。

【事務局】

市町村判断で実施するか否かを決められます。

【委員 E】

実施した場合は対象者に全納を求めるのですか。返還はどうなりますか。

【事務局】

返還については通知上「返還する」との記載はありますが、帰国が早い場合に外国の口座へ返せるか等、実務上の課題が残っています。日本の口座に返還しても、帰国後に引き出せるか不明な点があります。

【会長】

これはまだ決定事項ではなく、話がある段階で、提案時には協議会で議論することですね。

【保険課長】

システム改修や返還の課題があり、件数も令和7年度は初入国7世帯と少ないため、費用対効果を見ながら検討します。導入する場合は条例改正が必要であり、改めて運営協議会で審議します。

【会長】

分かりました。費用対効果も踏まえ、町で検討し、導入する場合は運営協議会で改めて協議するということでした。本日は報告として承ります。

【会長】

他にございますか。前納制度については以上で終了します。

本日予定していた議題は全て終了しました。事務局から連絡はありますか。

【事務局】

次回の運営協議会は、来月、令和8年1月下旬頃に開催予定です。改めて通知しますので、ご出席をお願いします。

【会長】

ありがとうございます。委員の方からご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、これをもって令和7年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。